

民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス (改定版)

2024 年3月 25 日

環境省、経済産業省、外務省、農林水産省

目次

1.	はじめに.....	1
2.	PIN 提出手続きを含む JCM のプロジェクトサイクルについて.....	3
3.	民間 JCM プロジェクトの手續及び留意事項について.....	4
3.1	事業概要(PIN)の作成及び提出について.....	5
3.2	方法論の開発について.....	6
3.3	個別ガイドラインの必要性について.....	6
3.4	民間 JCM プロジェクトの対象事業検討に当たっての留意事項.....	6
3.5	民間 JCM プロジェクトにおける日本からパートナー国への GHG 排出削減・吸収以外に対する貢献について.....	7
3.6	クレジット配分 (別添1PIN 様式:3.8. Credit allocation 参照).....	9
4.	日本国政府による民間 JCM プロジェクトの実施支援について.....	10
5.	その他.....	11

用語・略語集

JCM	二国間クレジット制度。Joint Crediting Mechanism の略。
パートナー国	二国間協力文書に基づき、JCM を構築した国。2024年2月現在で、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン、セネガル、チュニジア、アゼルバイジャン、モルドバ、ジョージア、スリランカ、ウズベキスタン、パプアニューギニア、アラブ首長国連邦、キルギス、カザフスタン、ウクライナの 29 ヶ国。
合同委員会	日本国及びパートナー国の代表者により構成される委員会。JCM の実施に必要な規則やガイドライン等の採択、提案された方法論の承認、プロジェクトの登録並びに発行する JCM クレジット量の決定及び各国政府への通知を行う。
JCM 事務局	JCM 合同委員会の事務局。各種提出物の受領や、文書内容のチェック、パブリックコメントの告知等の対応を行う。
JCM プロジェクト	JCM の下で実施される温室効果ガス(GHG)排出削減又は吸収プロジェクト活動で、合同委員会により登録されたプロジェクト
民間 JCM プロジェクト	事業実施に JCM プロジェクトの実施を目的とした政府資金(例:環境省 JCM 設備補助事業、経産省 NEDO 実証事業等)を活用しない民間資金を中心とした JCM プロジェクト
JCM 実施担当省	日本国における JCM の実施に関係の深い省(環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省) ※JCM 実施要綱(2022 年1月 17 日施行)第2条より抜粋。
JCM 実施要綱	日本国 JCM 登録簿の作成及び運用、日本国 JCM 登録簿における JCM クレジットの発行、発行された JCM クレジットの管理その他の必要な事項並びにこれらに関する手続及び様式等を定めている。
JCM 規則・ガイドライン類	パートナー国との JCM 構築に関する協力覚書に基づき、合同委員会において策定される JCM の実施に必要な規則・ガイドライン類(プロジェクトサイクル手続、方法論、プロジェクト設計書、モニタリング、第三者機関の指定、妥当性確認及び検証、JCM に関連するその他の事項)を指す。全て以下の JCM ホームページにおいて公開される。 https://www.jcm.go.jp/
取消し	JCM 実施要綱第5条2項に基づき、口座名義人又は日本国政府が、JCM クレジットを取消口座に移転し、当該 JCM クレジットをそれ以上移転できない状態にすること。
無効化	JCM 実施要綱第5条2項に基づき、口座名義人又は日本国政府が、自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を評価することを目的として、JCM クレジットを無効化口座に移転し、当該 JCM クレジットをそれ以上移転できない状態にすること。
PIN	事業概要。Project Idea Note for JCM Project の略。 JCM のプロジェクトサイクルにおけるプロジェクト登録に先立つ意見照会プロセスにおいて、プロジェクト実施を希望する事業者が合同委員会に提出する文書(詳細は本ガイダンス第 2 章を参照)。 ※PIN による事前照会手続きが採択されているパートナー国: チュニジア、スリランカ、ジョージア(2024 年 2 月現在)
NDC	国が決定する貢献。Nationally Determined Contribution の略。 パリ協定第4条2項で規定され、パリ協定締約国が作成、国連気候変動枠組条約事務局に提出、維持を行う、国としての温室効果ガス排出削減目標。
PDD	プロジェクト設計書。Project Design Document の略。 技術概要、プロジェクト期間、想定 GHG 排出削減量、プロジェクト体制等のプロジェクト情報が記述される。

1. はじめに

二国間クレジット制度(JCM : Joint Crediting Mechanism)は、途上国等への優れた脱炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス(GHG)排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用する制度です。また、パリ協定第 6 条 2 項で言及されている協力的アプローチの一つと位置づけられ、地球規模での排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的及びパリ協定の目的に貢献しています。

パリ協定では全ての締約国が自国の GHG 排出削減目標(NDC : Nationally Determined Contribution)を定めること等が規定されており、第6条では世界全体での GHG 排出削減を効率的に進めるため、排出削減量を国際的に移転する「市場メカニズム」が規定されています。2021 年 10 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、JCM については以下のとおりとされています¹。

途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の NDC の達成に活用するため、JCM を構築・実施していく。これにより、官民連携で 2030 年度までの累積で、1億 t-CO₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。

また、同年 11 月の COP26 において JCM を含むパリ協定第 6 条の実施ルールが採択されたことも踏まえ、今後は同ルールに沿って JCM をより一層、積極的に活用していくこととしており、6条実施ルールも踏まえた必要な JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しも各パートナー国政府とともに行われているところです。

現状(2024 年 2 月現在)、29 のパートナー国における 250 件超のプロジェクトの組成は、殆どが日本国政府による資金支援や実現可能性調査により実現したプロジェクトです。他方で、政府資金の活用にあたっては補助金適正化法等の関係規定や実施スケジュール等を踏まえる必要があること、エネルギー特別会計を利用した支援ではエネルギー起源 CO₂ を含む GHG 排出削減事業である必要があること、法定耐用年数満了まで温室効果ガス排出削減量のMRV(測定・報告・検証)を実施する必要があること等の民間事業者による柔軟な JCM プロジェクト組成に対する一定の制約が存在します。また、昨今の民間事業者におけるクレジット活用への関心の高まり等も踏まえれば、地球温暖化対策計画の目標達成に向けた更なる JCM の実施に向けては、従来の政府支援に加え、民間資金を中心としたプロジェクト組成を促進していくことが重要です。

この点、2021 年度に行われた「民間による JCM 活用のための促進策に関する検討会」においても民間 JCM の活用を促進するために現行の JCM 規則・ガイドライン類を前提とした具体的な手続等の整備についての提言が公表されています²。さらに、2022 年 6 月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」においては、「JCM の拡大のため、2025 年を目途にパートナー国を 30 か国程度とすることを目指し関係国との協議を加速するとともに、2022 年度に民間資金を中心とする JCM プロ

¹ https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/kaisai/dai48/pdf/keikaku_honbun.pdf

² <https://www.env.go.jp/press//110916.html>

<https://www.meti.go.jp/press/2022/04/20220621006/20220421006.html?from=mj>

ジェクトの組成ガイダンスを策定し普及を行う」とされています³。

民間 JCM の推進にあたっては、まずは、JCM パートナー国政府との関係において、民間事業者が民間 JCM としてプロジェクト登録されるか、クレジット配分を受けられるか等に関する予見可能性を持って事業を進められることが重要です。そのためには、JCM プロジェクトの事前の照会プロセスの導入が有益です。

以上を踏まえ、日本国政府内の JCM 実施担当省で検討を行い、民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンスを策定しました。本ガイダンスは、直近のパートナー国政府との JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しに関する議論等も踏まえ、JCM 規則・ガイドライン類において求められる手続きに加え、民間 JCM プロジェクト組成において予見可能性を高めるために、新たに導入される予定のプロセスや特に留意が必要となる事項について説明するものです。本ガイダンスは今後の JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直し、民間 JCM の個別プロジェクトの組成状況やパートナー国政府との協議等も踏まえ、必要に応じて内容を更新、追加していきます。

なお、民間 JCM プロジェクトの実施可能性については、既存例がほとんど無い中でパートナー国政府との JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しと並行して個別プロジェクト内容を踏まえた協議を開始することが必要となることや、対象となる分野、個別プロジェクトもパートナー国政府の意向等も踏まえ多種多様となることから、本ガイダンスを踏まえた事前照会等の手続を経ることで、そのとおりに当該プロジェクトが合同委員会において JCM プロジェクトとして登録されることを予断するものではありません。特にパートナー国側との調整においては民間事業者自身によるパートナー国関係者との事前の協議等を行うことも重要です。

³ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/fu2022.pdf

2. PIN 提出手続きを含む JCM のプロジェクトサイクルについて



(注:本資料はパートナー国政府と調整中の JCM 規則・ガイドライン類を踏まえたものであり、実際の PIN の位置づけ等は異なる可能性がある)

上記の図は現在、日本国政府がパートナー国政府に提案し調整中の事業概要(PIN : Project Idea Note for JCM Project)提出手続きを含む JCM 規則・ガイドライン類に基づく JCM のプロジェクトサイクルの全体像です。

そのうち民間事業者が対応すべき一連の流れを下記に示しています。詳細は各国の JCM プロジェクトサイクル手続(Project Cycle Procedure)等を確認してください。

- ・PIN の作成・提出
- ・該当する方法論の作成・提出 (すでに承認済みの方法論を使用する場合は不要)
- ・プロジェクト設計書(PDD:Project Design Document)の作成・提出
- ・TPE による妥当性確認への対応
 ～～プロジェクト登録後～～
- ・モニタリングレポートの作成・提出
- ・TPE による検証への対応
- ・クレジットの発行申請書の作成

3. 民間 JCM プロジェクトの手續及び留意事項について

2021年 COP26 におけるパリ協定第6条実施ルール(排出削減量の二重計上防止のための「相当調整」を含む)の採択により日本側に配分される JCM クレジットについては相当調整の対象となり、パートナー国側においては自国の排出量へ上乗せすることとなりました。そのため、JCM プロジェクトの実施によるパートナー国側へのメリット・デメリット及び民間事業者にとっての投資判断の前提となる具体的なクレジット配分については、自らの NDC 達成への影響等の観点からパートナー国政府の関心も高まっています。

こうした状況も踏まえ、将来的なクレジット配分等への不確実性の低減・民間 JCM プロジェクトの実施に対する予見可能性の向上を目的として、日本国政府における JCM 実施担当省はプロジェクト参加者がプロジェクト登録に先立ち、クレジット配分を含む PIN(別添1)を作成し、JCM プロジェクトとしての事前照会を行う手續を含むよう、JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しを順次各パートナー国政府と調整しています。

民間 JCM プロジェクトにおいては日本国政府の資金支援を原則伴わないため、当該民間 JCM プロジェクトのクレジット配分を含む実現可能性等に加え、通常の類似の民間投資プロジェクトとの違いや、当該プロジェクトを JCM として実施することがなぜパートナー国側にとってもメリットとなるのかといった点について、パートナー国政府との共通理解の醸成がより重要になることが想定されます。特に、パリ協定第 6 条に沿って実施する JCM では、JCM プロジェクトによって発行されるクレジットのうち、日本側に配分される JCM クレジットについては相当調整の対象となることから、パートナー国にとって、相当調整を行ってもなお自国のメリットになることについて理解を得ることが必要です。

以上のことから、民間 JCM プロジェクトの実施を希望する民間事業者にとっても、PIN を活用した事前照会手続きは有益と考えられます。具体的には、プロジェクトの実施前にクレジット配分を含む PIN を作成・提出し、合同委員会で異議の有無が確認されることで、民間 JCM プロジェクトが日本国政府及びパートナー国政府により事前に認知され、将来的なクレジット配分等への不確実性の低減・民間 JCM プロジェクトの実施に対する予見可能性の向上が見込まれます。

なお、上記の PIN を活用した事前照会手續に関する JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直し状況はパートナー国ごとに異なります。また、当該プロセスが与える JCM プロジェクトの実施への影響等も踏まえ、プロセス自体の見直しや改訂も行っていきます。

3.1 事業概要(PIN)の作成及び提出について

民間 JCM プロジェクトでは、事業概要(PIN)は日本国とパートナー国にとって重要な案件説明資料となりますので、PIN を一覧すれば事業内容が良く理解できる様に分かり易く、論理的、時系列的、定量的に整理された形で記載ください。

パリ協定第6条実施ルール採択後の JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しが未だ採択されていないパートナー国での事業においても、各パートナー国に提案中の PIN の作成をお願いしています。

PIN 提出手続きを盛り込んだ JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しがパートナー国政府との間で採択された場合、以下の手続き(【PIN 提出手続きが採択されている国】を参照。)が必要となります。また、採択されていない国の間においても以下の手続き(【PIN 提出手続きが採択されていない国】を参照。)に沿って対応しています。

各パートナー国政府と採択した PIN 提出手続きを含む JCM 規則・ガイドライン類の最新情報については、順次、JCM ホームページの各パートナー国のページに PIN の様式も含めて掲載されますので、最新情報については当該ページにてご確認ください⁴。

また、民間 JCM プロジェクトの手続等についての事前相談を希望する場合は JCM 事務局 (info@jcm.go.jp)にご相談ください。

具体的な記載方法については、別添の PIN 記入指針と記入例を参照してください。

【PIN 提出手続きが採択されている国】

- ・ 民間 JCM プロジェクトの実施を希望される事業者が、JCM ウェブサイト(<https://www.jcm.go.jp/>)で各パートナー国別に公表されている PIN 様式(Project Idea Note for JCM Project)へプロジェクト情報、クレジット配分等を英語で記載のうえ、JCM 事務局へ提出(様式への入力に当たっては、特に以下 3.2 以降の内容について、民間 JCM の特徴を理解したうえで、別添の記入指針及び記入例を参考としてご記載ください)。
- ・ JCM 事務局で記載内容が必要な情報を網羅しているかどうかを確認した上で、JCM 事務局からパートナー国政府との合同委員会へ送付(パートナー国政府からの照会等に対しては JCM 事務局を通じて提案者である民間事業者に、必要に応じて追加説明資料等を提出していただくことがあります)。
- ・ 合同委員会は PIN の受領後に異議の有無を決定。
- ・ JCM 事務局から事業者へ結果を連絡。

なお、PIN の作成に当たっては、事前相談を実施していますので、JCM 事務局 (info@jcm.go.jp)にご相談ください。事前相談において、作成された PIN の内容をまず JCM 事務局が確認を行います。その後、環境省と経済産業省は必要に応じて JCM 関係省庁にも相談の上、PIN を確認します。確認終了後、事業者には修正点や質問事項に対する回答を連絡しますので、その後、事業者は上記の手続きに従って、PIN を JCM 事務局に提出してください。

⁴ <https://www.jcm.go.jp/>

【PIN 提出手続きが採択されていない国】

JCM プロジェクトが日本国政府及びパートナー国政府により事前に認知され、将来的なクレジット配分等への不確実性の低減や民間 JCM プロジェクトの実施に対する予見可能性の向上のため、基本的に PIN の作成をお願いしています。作成した PIN は JCM 事務局で確認した後、JCM 関係省庁で確認し、事業の確実性等に応じてパートナー国政府にも共有させていただきます。なお、事業者自ら相手国政府に対して、案件の説明のために PIN を共有することも可能です。その場合には、JCM 関係省庁にも情報共有いただくようお願いいたします。

3.2 方法論の開発について

JCM プロジェクトの方法論については、パートナー国ごとに作成し、合同委員会の承認を得る必要があります。プロジェクトの実施予定国において、既に予定しているプロジェクトに適用可能な承認済みの JCM 方法論が存在する場合には、それを活用することができます。適用可能な承認方法論が存在しない場合、新たに方法論を作成する必要があります。CDM や J-クレジット等、他の制度における方法論が有る場合には、それを参考に方法論を作成することは可能です。但し、他の制度の方法論を JCM プロジェクトに直接適用することはできません。新たな方法論は、各パートナー国との間で採択された方法論開発ガイドライン(JCM Guidelines for Developing Proposed Methodology)を参照の上、Eligibility criteria 等に留意して新たに作成ください。

3.3 個別ガイドラインの必要性について

JCMプロジェクトには、これまで農業や森林分野の案件は殆どありません。農業や森林分野のプロジェクトによる JCM 登録は今後期待される場所ですが、該当分野におけるガイドラインの必要性等に関する基本的な考え方を各パートナー国と協議する必要がある可能性があり、その場合にはその合意に時間がかかることも想定されます。パートナー国との調整状況にもよりますので、個別に JCM 事務局 (info@jcm.go.jp) にご相談ください。

同様に例えば、CCS(Carbon Capture Storage)等の GHG 排出削減量の算定方法が確立されていない新技術分野に関しても、個別に JCM 事務局 (info@jcm.go.jp) にご相談ください。

3.4 民間 JCM プロジェクトの対象事業検討に当たっての留意事項

民間 JCM を通じたプロジェクト実施により、我が国の民間事業者による排出削減・吸収に貢献する優れた脱炭素技術の導入等が行われることは、パートナー国の NDC 達成への貢献だけでなく、民間資金の更なる活用によるパリ協定第6条の市場メカニズムの実施の拡充の観点からも望ましいことです。JCM プロジェクトの実施及びクレジット取得のためには、PIN 等を用いて、JCM として実施されることの必要性(民間

JCM プロジェクトの場合、通常の類似の民間投資プロジェクトとの違いや JCM として実施することがなぜパートナー国側にとってもメリットとなるのか等)について、パートナー国政府の十分な理解を得ることが重要です。

現状、民間 JCM としての実施が検討され得るプロジェクトとしては、以下が考えられます。

- 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度での活用、カーボン・オフセットでの活用、クレジット取引、GX-ETS での取引等を目的として、事業者が JCM クレジットの取得を目指すプロジェクト
- プロジェクトの規模等との関係で日本国政府の資金支援を活用できない、日本国政府の資金支援を活用すると実施スケジュール等が制約を受ける、エネルギー起源 CO2 を含む GHG 排出削減の事業ではない等の理由で現状の日本国政府による JCM プロジェクトに対する資金支援事業(下表)を活用しない(対象とはならない)プロジェクト⁵
- パートナー国との間で JCM 方法論が既に存在する脱炭素技術等を用いたプロジェクト⁶

表 3-1 日本国政府による JCM プロジェクトに対する資金支援事業

所管省庁	事業名
環境省	JCM 設備補助事業
	水素等新技術導入事業
	二国間クレジット制度を活用した代替フロン等の回収・破壊事業
	JCM 日本基金(JF-JCM)-アジア開発銀行拠出金
	UNIDO-JCM プロジェクト
経済産業省	JCM 実証事業

PIN 様式には、日本国政府による資金支援の活用の有無を記載する欄を設けており、民間 JCM プロジェクトの場合は「Other」にチェックを入れて頂く必要があります(別添1 PIN 様式:4. Financial contribution)。また、民間 JCM プロジェクトの実施検討にあたって、パートナー国の NDC の conditional targets(国際的な支援により達成する目標)などを参照し、検討しているプロジェクトがパートナー国政府から JCM プロジェクトでの実施対象として期待されるセクター・脱炭素技術等に含まれているかの確認を行うことが重要です。

また、民間 JCM プロジェクトであっても、GHG 排出削減がプロジェクトを実施するパートナー国内で行われること、削減量が定量的にモニタリングできること等を満たす必要があります。

3.5 民間 JCM プロジェクトにおける日本からパートナー国への GHG 排出削減・吸収以外に対する貢献について

パートナー国政府への民間 JCM プロジェクトに関する PIN を通じた事前照会を実施するにあたり、当該プロジェクト情報、特に日本からパートナー国への GHG 排出削減・吸収以外に対する貢献に関する記載が、

⁵ 二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))の最新動向(2024 年 2 月): <https://www.env.go.jp/content/000129306.pdf>

⁶ <https://www.jcm.go.jp/>

パートナー国における当該民間 JCM プロジェクト実施への理解促進と将来的なクレジット取得の観点からは重要となります。

<1. 資金貢献の考え方及び記載例> (別添1 PIN 様式:4. Financial contribution 等)

- ・ 従来の日本国政府資金支援がある JCM プロジェクトでは、日本国政府資金による支援が日本側へクレジット配分を行う「日本国の貢献」の根拠としてパートナー国側に説明されています。民間 JCM プロジェクトの場合は、日本国政府資金支援を活用しない JCM プロジェクトの組成となるため、民間事業者による資金負担及びそれ以外の面での貢献の定量的な説明が重要となります。
- ・ それぞれのプロジェクト内容に合わせてパートナー国政府へ情報提供し、事前に理解を得ることが将来的な JCM プロジェクトとしての確実な実施及びクレジット取得に有益です。
- ・ JCM という仕組みがあり、JCM クレジットの獲得を前提とすることにより、民間 JCM プロジェクトが組成され、パートナー国での排出削減・吸収に貢献する優れた脱炭素技術の導入等に繋がることを明確に記載することが必要です。プロジェクトにより貢献としてアピールすべきポイントが異なる事が考えられますが、例として、以下が可能になるという説明が考えられます。
 - 民間事業者による資金の負担：プロジェクト実施に必要な資金を自社で負担することが資金貢献としてパートナー国政府に認められる可能性があります。資金貢献の定量化の観点から、プロジェクト参加者の直接的な資金負担が基本となりますが、プロジェクトによっては、割引(EPC 費用、保険料)、優遇融資(低金利、利子補給、劣後ローン)、事業参画における優遇措置または権利の放棄(株主優待放棄、議決権放棄)等もパートナー国政府に「日本国の貢献」として認められる可能性があります。
 - 付随サービスの実施：プロジェクト自体に掛かる資金を負担する他に、プロジェクトに関係する技術移転のための活動、O&M サービスの実施等の付随サービスの資金負担についても、従来は実施しないものと説明できる場合に限り、その他の貢献として認められる可能性があります。

<2. その他貢献の考え方及び記載例> (別添1 PIN 様式:3.7. Contribution other than GHG emissions reductions or removals 等)>

下記の例も参考に、資金負担面以外の民間 JCM プロジェクトの実施によるその他の貢献を具体的に記載してください。当該記載が具体的かつ定量的であれば、パートナー国政府からその他の貢献として認められ、クレジット配分に加味される可能性があります。

- パートナー国の NDC に対する貢献
提案するプロジェクトを実施することによるパートナー国の NDC 達成における意義を明確にし、新たな GHG 排出削減・吸収を実現することはパリ協定第6条ルールに基づく相当調整を勘案したクレジット配分を行ってもなお、パートナー国の NDC 達成に寄与するものであること。
- SDGs への貢献やその他コベネフィット
提案するプロジェクトを実施することによるパートナー国における SDGs への貢献等、GHG 排出削減・吸収以外のコベネフィットをもたらすこと。
- エネルギー需給の安定化
パートナー国において、脱炭素技術による新たな再エネ投資や省エネ対策の実施は、多くの国が掲げる NDC 達成の推進のみならず、エネルギー需給の安定化、さらにはエネルギー市場のレジリエンス

向上(あるいはエネルギー安全保障)にも寄与することから、民間 JCM プロジェクトでも同様に、再エネ・省エネの促進が実施され、事業の同国内での水平展開により、パートナー国のエネルギー供給の安定化に貢献することが可能であること。

- 技術導入・投資の促進

パートナー国によっては、関心分野を定めて外資誘致の促進策を講じていることもあり、民間 JCM プロジェクトがそのようなパートナー国政府の関心と合致すれば、外資誘致の促進(ひいては、国内の関連産業の振興)にも繋がること。

- 自然環境の保全

プロジェクトを実施することにより、パートナー国での自然環境の破壊等を防止し、その保全に繋がること。

3.6 クレジット配分 (別添1PIN 様式:3.8. Credit allocation 参照)

JCM プロジェクトから創出されるクレジットは、合同委員会において、パートナー国政府、パートナー国側のプロジェクト参加者、日本国政府、日本側のプロジェクト参加者等へと配分されます。日本国政府の資金支援のある JCM プロジェクトでは、これまで日本国政府が資金負担割合等に応じて日本側に配分されるクレジットの相当部分を取得しています。そのため、日本国政府の資金支援のある JCM プロジェクトでは、民間事業者は事業実施のための自らによる資金負担を低減できますが、民間事業者が取得できるクレジット量は限られていました。他方で、我が国の NDC 達成にも貢献する民間事業者によるクレジット取得を目的とした民間 JCM プロジェクトの実施は既述のとおり JCM の目標達成の観点からも好ましいことです。

民間 JCM プロジェクトにおいて、PIN によるクレジット配分の割合は、合同委員会での異議の有無の決定を行うに際して、パートナー国政府における当該民間 JCM プロジェクトの実施の可否の検討に当たっての重要な情報となるため、その配分割合の根拠も含めて具体的な説明が必要です。

なお、民間 JCM プロジェクトを通じて日本側に配分されるクレジットは、資金負担割合等に応じて主に民間事業者が取得する事が想定されますが、我が国の NDC の達成に活用するために JCM が構築・実施されていること、日本国政府が当該パートナー国政府との合同委員会対応を含む JCM 規則・ガイドライン類の構築及び実施、JCM の活用機会の提供・支援等を行っていることに鑑み、取得したクレジットについて、我が国 NDC の排出削減目標の達成への活用へのご協力をお願いいたします。

協力の例としては、事業者が保有する JCM クレジットを無効化することで、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(SHK 制度)における調整後温室効果ガス排出量の算定に活用することや、GX リーグへの活用等を含むその他のカーボン・オフセットに使いつつ、NDC の排出削減目標へも活用することが可能です⁷。

また、民間 JCM プロジェクトの実施にあたって測定、報告及び検証(MRV)等やパートナー国政府との直接協議の設定等の日本国政府による支援を受ける場合は、その具体的な支援内容に応じた日本国政府へのクレジット配分についての調整が必要になる場合がありますのでご留意ください

⁷ 日本国二国間クレジット制度(JCM)実施要綱第5条第2項:<https://www.env.go.jp/content/900518375.pdf>

4. 日本国政府による民間 JCM プロジェクトの実施支援について

民間 JCM プロジェクトについては、方法論の開発、PDD の作成、妥当性確認、モニタリングレポートの作成、検証等は基本的に事業者が行う必要がありますが、政府の支援メニューが利用できる場合もあります。これらの支援や関係情報の提供が必要な場合は JCM 事務局へご相談ください。

例えば、下記のような支援が行われています。

表 4-1 日本国政府による民間 JCM プロジェクトに対する支援事業

所管省庁	支援内容
経済産業省・ 環境省・農林 水産省※	案件組成に向けた実現可能性調査(FS)等への支援
	新規方法論の開発への支援
	MRV への支援

※内容等によって所管省庁が変わります。

なお、従来の JCM プロセスと同様、妥当性確認や検証は、合同委員会で指定された第三者機関(Third Party Entity(TPE))に依頼することが必要です。方法論の承認、JCM プロジェクトの登録、クレジットの発行等の手続きは日本国政府と各パートナー国政府との間で設置される合同委員会が行います。

5. その他

JCM プロジェクトの実施においては、環境・社会経済に関するパートナー国における法体系などの順守が当然に求められるほか、2021年のCOP26で決定されたパリ協定第6条の実施ルールを踏まえ、パートナー国における持続可能な開発・SDGsの実現への寄与、ジェンダー平等の実現への寄与、人権配慮への実現への寄与等も求められています。このため、民間 JCM プロジェクトの実施においても JCM としてこれらの事項への対応が行われることが必要となります。JCM 規則・ガイドライン類の策定・見直しが採択された国では、ガイドラインに基づき、持続可能な開発への貢献を示した文書の提出が必要となります。

これまで、民間 JCM プロジェクトを検討している事業者等から寄せられた、案件形成や PIN 記載方法に関する事前相談の内容を踏まえて作成した Q&A 集についてもご参照ください。

主な改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
2023年3月		・初版公表
2024年3月	用語・略語集	・PIN、NDC、PDDを追記
	3.1	・PIN 手続きについて、手続きが採択されている国と、採択されていない国に項目を分けて記載
	3.2	・「方法論の開発について」を追加
	3.3	・「個別ガイドラインの必要性について」を追加
	別添1	・「民間資金を中心とする JCM プロジェクトの記入指針及び記入例」を作成
	別添2	・Q&A集を作成